六ヶ所村人材育成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、六ヶ所村人材育成基金条例施行規則(平成22年規則第11号)第2条に規定する 人材育成事業(以下「事業」という。)について、同規則第7条の規定に基づき助成金の交付手続 きその他必要な事項について定める。

(助成対象事業及び助成対象経費)

- 第2条 助成対象事業及び助成対象経費は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 大学院修学に係る助成
 - ア 助成対象事業

国内の大学院における修学(ただし、標準修業年限を越えた場合を除く。)

- イ 対象経費
 - (ア) 入学金
 - (イ) 授業料
 - (ウ) 教材費
 - (エ) その他村長が必要と認める経費
- ウ 助成限度額

600千円

- 工 申請書類
 - (ア) 助成金交付申請書(様式第1号)
 - (イ) 事業計画書(様式第2号)
 - (ウ) 収支予算書(様式第3号)
 - (工) 事業工程表 (様式第4号)
 - (才) 在学証明書
 - (力) 成績証明書
 - (キ) 小論文(課題は別表に定めるとおり。)
 - (ク) 研究計画書
 - (ケ) その他指示するもの
- (2) 国家資格取得等に係る助成
 - ア 助成対象事業

国家資格(自動車等の運転免許は除く。)取得のための国家試験の受験(ただし、同じ試験への再受験への助成は一回までを限度とする。)

- イ 対象経費
 - (ア) 受験料及び受験に係る旅費その他村長が必要と認める経費
 - (イ) 旅費
 - (ウ) その他村長が認める経費
- ウ 助成限度額

500千円

- 工 申請書類
 - (ア) 助成金交付申請書(様式第1号)
 - (イ) 事業計画書(様式第2号)
 - (ウ) 収支予算書(様式第3号)
 - (工) 事業工程表(様式第4号)
 - (オ) その他指示するもの
- (3) 啓発講座の受講等・学習教材購入に係る助成
 - ア 助成対象事業
 - (ア) 個人での啓発講座の受講並びに研修及び体験学習への参加
 - (イ) 団体での講座並びに研修及び体験学習の開催(ただし、営利を目的とする団体を除く。)

- (ウ) 大学等で使用する教材購入
- イ 対象経費
 - (ア) 受講料
 - (イ) 旅費
 - (ウ) 講師料
 - (エ) 会場等の使用料
 - (オ) 大学等で使用する教材の購入費
 - (カ) その他村長が必要と認める経費
- ウ 助成限度額

500千円(教材購入及び通信教育については、50千円)

- 工 申請書類
 - (ア) 助成金交付申請書(様式第1号)
 - (イ) 事業計画書(様式第2号)
 - (ウ) 収支予算書(様式第3号)
 - (工) 事業工程表 (様式第4号)
 - (オ) その他指示するもの
- (4) 留学に係る助成
 - ア 助成対象事業

国外の大学又は語学学校における6か月以上の留学。ただし、申請時点で過去に留学経験がない者に限る。

- イ 対象経費
 - (ア) 入学金
 - (イ) 授業料
 - (ウ) 旅費 (滞在費用を除く。)
 - (エ) その他村長が必要と認める経費
- ウ 助成限度額
 - 1,000千円(ただし、1回の留学に対する限度額とする。)
- 工 申請書類
 - (ア) 助成金交付申請書(様式第1号)
 - (イ) 事業計画書(様式第2号)
 - (ウ) 収支予算書(様式第3号)
 - (工) 事業工程表(様式第4号)
 - (才) 在学証明書
 - (カ) 小論文(課題は別表に定めるとおり。)
 - (キ) その他指示するもの
- (5) 職業能力開発校等修学に係る助成
 - ア 助成対象事業

職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校での修学(ただし、標準修業年限を超えた場合を除く。)

- イ 対象経費
 - (ア) 入学金
 - (イ) 授業料
 - (ウ) 教材費
 - (エ) その他村長が必要と認める経費
- ウ 助成限度額

500千円

- 工 申請書類
 - (ア) 助成金交付申請書(様式第1号)
 - (イ) 事業計画書(様式第2号)
 - (ウ) 収支予算書(様式第3号)

- (工) 事業工程表 (様式第4号)
- (才) 在学証明書
- (力) 成績証明書
- (キ) 小論文(課題は別表に定めるとおり。)
- (ク) その他指示するもの
- (6) 看護師及び保健師学校修学に係る助成
 - ア 助成対象事業

看護師及び保健師養成学校での修学(ただし、標準修業年限を超えた場合を除く。)

- イ 対象経費
 - (ア) 入学金
 - (イ) 授業料
 - (ウ) 教材費
 - (エ) その他村長が必要と認める経費
- ウ 助成限度額

800千円

- 工 申請書類
 - (ア) 助成金交付申請書(様式第1号)
 - (イ) 事業計画書(様式第2号)
 - (ウ) 収支予算書(様式第3号)
 - (工) 事業工程表(様式第4号)
 - (才) 在学証明書
 - (カ) 小論文(課題は別表に定めるとおり。)
 - (キ) その他指示するもの
- (7) 医学部 (医学の正規の課程) 修学に係る助成
 - ア 助成対象事業

医学部 (医学の正規の課程)での修学 (ただし、標準修業年限を超えた場合を除く。)

- イ 対象経費
 - (ア) 入学金
 - (イ) 授業料
 - (ウ) 教材費
 - (エ) その他村長が必要と認める経費
- ウ 助成限度額
 - 2.000千円
- 工 申請書類
 - (ア) 助成金交付申請書(様式第1号)
 - (イ) 事業計画書(様式第2号)
 - (ウ) 収支予算書(様式第3号)
 - (工) 事業工程表(様式第4号)
 - (才) 在学証明書
 - (力) 成績証明書
 - (キ) 小論文(課題は別表に定めるとおり。)
 - (ク) その他、指示するもの

(助成金の交付決定)

第3条 村長は、助成金の交付申請があったときは、六ヶ所村人材育成基金運営委員会に諮問し、その答申を尊重して、助成金の交付についての決定をし、助成金交付決定通知書(様式第5号)又は 助成金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(概算払)

- 第4条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成事業者の申請により助成金の全部また は一部の支払を請求することができる。
- 2 概算払を受けようとする助成事業者は、村長に対し助成金概算払交付申請書(様式第7号)を提

出しなければならない。

3 村長は、助成金概算払申請書の提出があったときは、その内容を審査の上速やかに概算払金額を 決定し、助成金概算払金額決定通知書(様式第8号)により通知し、決定の日から30日以内に概算 払金額を交付するものとする。

(精算)

- 第5条 第4第3項の規定により概算払金額の交付を受けた場合において、助成事業者は精算額が確 定した場合は、村長が指定する期日までに、村長に精算額相当額を支払わなければならない。
- 2 精算額の支払に要する振込手数料その他の経費は、助成事業者の負担とする。

(変更、中止又は廃止)

- 第6条 助成金の交付決定を受けた者は、次の各号に該当することとなった場合は、速やかに変更等 承認申請書(様式第9号)を提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業の内容又はこれに係る経費の配分を変更しようとするとき。 (軽微な変更と認めるときは、この限りでない。ただし、事前に村と協議すること。)
 - (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

- 第7条 事業が完了したときは、完了した日から30日以内に助成金実績報告書(様式第10号)に次に 掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 事業実績調書(様式第11号)
 - (2) 収支決算書(様式第12号)
 - (3) その他、指示するもの(領収書の写し、修了証の写し等)

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第36号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第54号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

助成種別	小論文の課題
大学院修学に係る助成	大学院における研究と、その成果を活かした社会への貢献につ
	いて、あなたの考えを述べなさい。
留学に係る助成	国際化社会について、あなたの考えを述べなさい。
職業能力開発校等修学に係る助成	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について、あ
	なたの考えを述べなさい。
看護師保健師学校修学に係る助成	未来の看護について、あなたの考えを述べなさい。
医学部(医学の正規の課程)修学	地域医療について、あなたの考えを述べなさい。
に係る助成	

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第2条関係)

様式第5号(第3条関係)

様式第6号(第3条関係)

様式第7号(第4条関係)

様式第8号(第4条関係)

様式第9号(第6条関係)

様式第10号(第7条関係)

様式第11号 (第7条関係) 様式第12号 (第7条関係)